

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第55号

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成24年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="189 483 794 562">復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則</p> <p data-bbox="158 580 228 611">(趣旨)</p> <p data-bbox="119 629 794 752">第1条 この規則は、<u>復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例</u>（平成24年岩手県条例第56号。以下「条例」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p>	<p data-bbox="879 483 1481 562">特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則</p> <p data-bbox="847 580 917 611">(趣旨)</p> <p data-bbox="809 629 1484 801">第1条 この規則は、<u>特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例</u>（平成24年岩手県条例第56号。以下「条例」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p>
<p data-bbox="119 819 536 851">備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。